

【カウンセラー賠償責任保険について】

《 補償内容 》

- 対象者： （一社）目白心理総合研究所正会員（個人契約）
- 対象業務：心理カウンセラー、セラピスト、コンサルタントが通常行う業務全般
- 補償内容：賠償責任保険

対人・対物損害責任保険 200万円（1事故・共通）
事故対応特別費用担保
人格権侵害担保

- ・ 偶発的な事故によって第三者の身体や財物を傷つけてしまった場合の損害を補償
- ・ 事故現場の調査費用や文書作成費用など、訴訟に対処するために必要な費用を補償
- ・ プライバシー侵害や名誉毀損など、賠償責任を負う場合の補償

※ 基本補償として、事故発生後に生じる費用から訴訟等に発展した場合の費用や和解・判決による損害賠償金まで一式が含まれています

《 契約条件・方法 》

- 条件： （一社）目白心理総合研究所の正会員
- 保険契約期間： 1年間（例：2020年6月1日から2021年6月1日まで）
- 保険料： 3,430円

※ 正会員を途中で退会された場合は、期間満了まで補償は継続されますが、契約の更新はできません

《お問い合わせ》

資料請求、契約等のお問い合わせは、当研究所事務局までお願いいたします